

大企業のリストラを規制し、抜本的雇用対策を求める意見書

5%の失業率に追い討ちをかけるように、大企業が一斉に空前の大リストラ計画を打ち出している。「読売新聞」の大企業30社アンケートでは、その合計だけでも進行中のものも含めて16万人の人員削減を行うことが明らかになっている。他に、NTTの11万人リストラ計画もある。

大企業の経営者が、自分たちの目先のもうけのためだったら、労働者の雇用の問題についていっさい責任を負わないという、モラル破綻の状況がいま競いあって起こっている。ところが政府は、「産業再生法」をつくり、リストラで人減らしを行った企業は、減税を行うとか、子会社をたくさんつくってリストラをしやすい「会社分割法」を制定するなどし、人減らしを後押しするだけでなく、それに加えて今度は、「不良債権の早期最終処理」でさらに倒産と失業を生み出し、雇用悪化を進めようとしている。この政府の姿勢が、リストラ競争に拍車をかけ、大企業経営者のモラルハザード（倫理破壊）を助長し、雇用の喪失を促進している。

よって、本市議会は、政府に対し、身勝手な人減らしの横行を許さないために、これまでのようにリストラを応援するのではなく、リストラを抑制するルールをつくることを求める。過剰なのは「雇用」ではない。「労働時間」である。賃下げなしの労働の分かち合い、「サービス残業」の根絶の方向こそ追求されなくてはならない課題といえる。また、リストラ・解雇そのものを規制する法律の制定こそ、いま国民が切実に求めていることを肝に命じるべきである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年 9月28日

三鷹市議会議長 中山和政